

平成21年8月24日

国土交通省 東北運輸局
局長 木場 宣行 殿

全労連 全国一般労働組合 宮城一般労働組合 執行委員長 鈴木 新
宮城一般労働組合 日本自動車交通支部 支部長 高橋 潤



要 請 書

タクシー事業は、鉄道・バス等とともに、地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であるとしながらも、平成14年規制緩和後、過度の運賃値下げ競争、営業台数の増加などによるタクシー労働者の労働条件悪化が進行し、働いても最低限の生活すらままならない「生活保護水準以下」の賃金水準が社会的貧困として話題になっています。

平成21年6月、参議院本会議で全会一致により可決・成立した「タクシー適正化・活性化特別措置法」(略称)は、「過度なタクシー増車や運賃競争を制限し、乗務員の労働条件の改善を図ること」が明記されており、さらに「あらゆる地域関係者による協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる」ことになっております。私たちは本法案の成立を心から歓迎するものです。

つきましては、下記事項についてご検討のうえ、平成21年8月31日までにご回答くださるよう要請いたします。

記

- 1、「タクシー適正化・活性化特別措置法」に基づく「地域協議会」の構成団体に当労働組合の参加を検討されること。

(参考まで、当労働組合には消費者団体であるみやぎ生協の職場や青葉病院など医療関係の職場、日交タクシーの職場などの労働者7,700名が加入しています)

以上